

(様式5 実施結果の公表)

桜川市空家等対策計画（案）
のパブリックコメントの実施結果

令和5年2月

桜川市 建設部 都市整備課

■意見集計結果

令和4年11月24日から12月23日までの間、当計画（案）について意見募集を行なった結果、2名から4件の意見の提出がありました。

これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考えをまとめましたので公表します。

提出方法の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数
直接持参	1人
郵便	0人
電子メール	1人
ファクシミリ	0人
その他	0人
合計	2人

■意見の概要及び意見に対する市の考え方

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	空家等を適切に管理しないことは所有者としての責任を放棄した迷惑行為である等、空家等の所有者に対して、より強い表現が必要ではないか。	1件	ご意見のとおり、故意に所有する空家等を管理していない方も一定数いると考えられますが、その他にも空家等の所有権が整理されず所有権が曖昧なもの、身体的・経済的な理由から管理できないもの等、様々な状況の方がいますので強い表現にはしておりません。
2	現在の特定空家数及び過去に行われた行政代執行件数を明記してほしい。	1件	現時点で特定空家等に認定した空家等はありません。また、過去に行政代執行は行っておりません。
3	空家等の実態調査及び所有者との相談以降、概ね1年間管理されない場合に機械的に特定空家等に認定するべきである。	1件	特定空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第14項の規定に基づき国で定めた『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）』を参考に、桜川市空家対策推進協議会において協議し、当協議会の総合的な判断を基に認定いたします。なお、ガイドラインでは特定空家等の措置については財産権の制約を伴う行為が含まれることから、当該特定空家等の所有者

			等に対し、助言・指導といった働きかけによる行政指導の段階を経て、不利益処分である命令へと移行することにより、慎重な手続を踏む趣旨であることが明記されております。
4	所有者が空家等を譲渡できる公的な無償引き受け機関が必要ではないか。	1件	空家等の無償引き受けについては、市民全体の負担となる管理コストの増大や所有者が空家等の適切な管理を怠るといったモラルハザードの防止といった観点から、現時点では考えておりません。空家等の利活用を促進するため、本市が運営する空き家バンク制度を充実させ、空家等の市場流通を第一に進めていきたいと考えております。流通させることが困難な空家等につきましては、民間と連携して解決方法を検討していきたいと考えております。

※その他、地域活性化及び農業振興に関する意見がありました。